

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	全 員 協 議 会	場 所	全 員 協 議 会 室
		担 当 職 員	船 越 文 江
日 時	令 和 2 年 2 月 5 日 (水 曜 日)	開 議	1 3 時 4 5 分
		閉 議	1 6 時 0 5 分
出 席 議 員	議 員 2 3 名 (欠 席 : 木 村 議 員)		
執 行 機 関 出 席 者	(環 境 市 民 部) 由 良 環 境 市 民 部 長 (環 境 政 策 課) 山 内 環 境 政 策 課 長、大 倉 環 境 保 全 担 当 課 長		
事 務 局 出 席 者	山 内 議 会 事 務 局 長、井 上 次 長、佐 藤 主 任、船 越		
傍 聴	<input checked="" type="checkbox"/> 可・否	市 民 1 名、報 道 関 係 者 2 名	

## 会 議 の 概 要

1 3 : 4 5

### 1 開 議

[齊藤議長 開議]

[事務局長 日程説明、欠席者報告]

### 2 ポイ捨て等禁止条例案について

[富谷委員長より説明]

[質 疑]

<福井議員>

ポイ捨て等禁止条例案第14条に「…5万円以下の過料に処する」という条文があるが、京都新聞では「1,000円にする」と報道されていたと思う。それはここでは反映されていないのか。

<富谷委員長>

たとえば亀岡市路上喫煙の規制に関する条例施行規則であれば、条例では5万円以下となっているが、施行規則では1,000円と規定されている。環境厚生常任委員会では実際に徴収するのは、1,000円が適当であると考えているが、委員の中にはもう少し高くてもよいのではないかという意見もあった。

<福井議員>

条例では5万円以下の過料に処するとして、4月1日以降の施行までの間に確定させるということか。

<富谷委員長>

環境厚生常任委員会においては、施行規則では過料1,000円とするという意見である。

<並河副委員長>

亀岡市路上喫煙の規制に関する条例施行規則の過料は1,000円となっているので、それに合わせてそのぐらいの金額が妥当ではないかという結論に達した。

<福井議員>

廃棄物処理法でも禁止する法律があると思うが、このような金額ではないと思う。ポイ捨てだからマックス5万円なのか。そのあたりの精査はしたのか。

<富谷委員長>

環境厚生常任委員会においては、罰則規定等の精査は行っていない。1,000円が妥当ではないかという委員会の意見である。

<木曾議員>

たとえば、1,000円以上5万円以下の罰金と記載されることが多いと思う。1,000円以上5万円以下の罰金とした方がより明確であると思うが、可能であるのか。

<富谷委員長>

まだ条例案であるので、全員協議会での皆の意見を反映することは可能であると思う。

<木曾議員>

第11条から後は、全て「市長は…」になっているが、市長の同意はあるのか。理事者との関係はすでにできているという認識でよいのか。

<富谷委員長>

環境美化条例を基にしているので、認識してもらっていると思う。

<木曾議員>

制定されたら実際には理事者に執行してもらうことになるが、執行部はこの案を理解しているという認識でよいのか。

<西口議員>

これについては、全て執行部と調整しながら作成した。その経緯について局長から説明願いたい。

<事務局長>

条文のみならず、全般にわたって条例に基づく執行については、執行部の方でやっ  
てもらふことになる。条例制定の過程の中で、執行部と意見交換も行っているので、  
制定後の対応についても、十分執行部と連携をとってやっていると認識している。  
第14条の過料については5万円以下にするという表現になっているが、細かい事  
項については第17条の市長が別に定めるという条文に基づいて、施行規則の中で  
規定することになっている。過料については5万円で、路上喫煙防止の条例等々と  
比較検討する中でこの金額を決定した。今後は、ポイ捨ての状況を見ながら、不都  
合な部分が出てきた場合は、条例はそのままで施行規則の中で金額を変動すること  
はできると思っている。

<木曾議員>

過料の部分については理解できた。理事者との折衝を図りながら進めてもらって  
おり、この内容で理解してもらっているということで理解した。

<西口議員>

環境厚生常任委員会の行政視察で大崎町を視察して、5万円という大きな金額を示  
すことによって一番効果があることを学んだ。委員会の中で、過料が1,000円  
では1,000円ぐらいという感覚になって、本当にポイ捨てが抑制されるのかと  
いう議論があった。

<木曾議員>

第8条 飼い主等のふんの放置の禁止についても、過料を科すという認識でよいの  
か。

<富谷委員長>

第8条についても、過料に処するということになる。

<藤本議員>

1,000円から5万円の過料の違いは。過料に幅があるが、誰がどのように決  
めるのか。

<富谷委員長>

過料は1,000円である。

<藤本議員>

市内全域に対してどのような監視体制を行うのか。また、誰が徴収するのか。その  
あたりは明確になっているか。

<富谷委員長>

市内全域で見守り体制を増やす等の検討をしていかなければならないと思ってい  
る。具体的には今後執行部と協議して進めていきたい。また、実活動してもらって

いるボランティアの方の協力を得て、監視の目を広げていきたいと考えている。

<長澤議員>

環境厚生常任委員会では施行規則の中で過料を1,000円にするということも含めて施行規則案を確認したが、実施体制について、条例に規定されている地域清掃協力員とは別に、監視体制についても施行規則案として示していたのではなかったのか。そのことは、他の議員にも共有してもらった方が望ましいのではないか。

<事務局長>

詳細については、施行規則で規定するという事になっているが、過料と合わせてポイ捨ての取り締まりの体制についても、条文案の中でポイ捨て禁止指導員を設けている。過料の事務を行わせるために、本市職員の中からポイ捨て禁止指導員を指名し、この指導員については、その職務を執行する場合において、その身分を示すポイ捨て禁止指導員証を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならないと規定されている。ポイ捨て禁止指導員が取り締まりに当たるという体制になっている。

<竹田議員>

この条例は環境美化条例をさらに特化してポイ捨て禁止を強化する目的で制定するものであるが、強化の仕方について、市長とどのような話ができているのか。

<富谷委員長>

一点目は、環境美化条例では過料がなかったが、ポイ捨て等禁止条例については、過料を科すということで市民に意識づけをする。二点目は、自販機に回収ボックスを設置する等、環境美化条例にプラスアルファした部分で、実効性を持たせ、より充実を図るためにポイ捨て等禁止条例を制定するものであり、市民に意識改革をしてもらうことにより、効果を期待するものである。

<竹田議員>

それがより強化していると言えるのか。実際過料を取っていないことがほとんどであると思うが、より強化するために理事者（市長）と協議したことはあるのか。

<富谷委員長>

条例に加筆した部分で、執行部に強化体制を図ってもらおうとするものである。

<並河副委員長>

昨年、環境厚生常任委員会の行政視察で大崎町と志布志町の視察を行った際、過料はインパクトがあると思った。過料については委員会で色々と議論したが、過料を徴収するために条例を作るのではなく、市民と行政が一体となってポイ捨てをしないまちづくりをしていこうという思いで、お互いが共通認識することによってポイ捨てのないまちになるのではないかと考える。初めてで色々あるかもしれないが、

その経過を見ることも一つの方法であると思う。

<平本議員>

監視体制の強化について環境厚生常任委員会で議論したのは、まず、人材の確保が必要である。また、徴収員をどうしていくか、人材確保のための予算編成が必要であるという議論の中で、令和2年4月1日までに体制をしっかりと整える、ということによって1年間やってきた。

<竹田議員>

私は反対しているのではない。ただ単に過料するだけなら環境美化条例に加えたらよいだけであると思う。ポイ捨て禁止に特化して改めて市民に周知するということは、非常によいことであると思う。他の条例よりも、より一歩踏み込んで亀岡市議会らしいものを進めていかないと、せっかく今ある条例を廃止して作るのだから、しっかりこの一年間で他のものよりもよいものを、より優れているところを出していくことが大事であると思う。

<西口議員>

監視体制を整えるためには予算が必要である。施行を遅らせてでもきちんと詰めて、予算づけをして体制を整えるという合意形成ができたと思う。

<齊藤議長>

第14条については、来年1年をかけて、令和3年4月1日に施行するというところで、それまでに十二分に環境厚生常任委員会で議論していただきたいと思う。本日はこの程度とし、暫時休憩とさせていただきます。

14：22

[休 憩]

再 開 14：25

### 3 行政報告（環境市民部 環境政策課報告）

○プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例案について

[環境市民部環境政策課 入室]

14：25

[環境政策課長より説明]

[質 疑]

<赤坂議員>

ごみは上から流れてくるので、ある場所（亀岡市）だけごみを取り除いてもなくならない。マナーの問題であると思う。近隣の南丹市や京都市との連携も大事である。

事業所はレジ袋の在庫を多く抱えているので、8月という時期は早いのではないかと思います。マナーの仕組みづくりについて、考えていないのか。

<環境政策課長>

環境教育や清掃活動を通じてマナーの向上、啓発に努めていきたい。また、亀岡を一つのモデルとして広げていきたい。まずは、亀岡市をモデルとして確立させながら、上下流に広げていきたいと考えている。

<環境市民部長>

このような施策がある程度進んでいく中で、近隣の市町にも広がっていければという思いである。

<赤坂議員>

だめと言っているわけではない。優先順位が間違っていると思う。素晴らしいことではあるが、時期が早すぎるのではないかと思います。

<平本議員>

事業所はレジ袋の在庫をかなり多く抱えておられると思う。先日、商業団体から提言書の提出があったと思うが、その手立てはあるのか。

<環境政策課長>

商工会議所からレジ袋の在庫をどうするのかという話があった。中にはレジ袋をたくさん抱えておられる事業所もあると思うが、それを有効活用する方策を一緒に考えられないかと思う。今、協議を始めたところであるが、たとえば、オムツを処理しなければならぬ介護施設等に、無料になるのか有償で取引されるのかわからないが、マッチングを図るなど、何かの形で必要ところで活用してもらおうという方法もあるのではないかという試作を検討しているところである。

<平本議員>

個人の思いではあるが、環境面から環境政策課が担当していると思うが、産業に関わる部署も一緒になって、プロジェクトチームを作ってしっかり連携をとっていかなければ、事業所との円滑な話し合いはできないのではないか。体制整備も含めて検討していただけないか。

<環境市民部長>

市をあげて環境政策に取り組んでいきたいと思う。今の意見も参考にさせていただきながら、進めていきたいと思う。

<長澤議員>

国の施策と亀岡市の施策をまとめて比較した資料はあるが、国のレベルの罰則について、何か情報を得ているか。

<環境政策課長>

国において、罰則（罰金）はあったと思う。省令改正の詳細はわからない。

<長澤議員>

法令上の罰則でないということであるが、行政手続条例で定める処分には該当しないかもしれないということであると思う。全体として、行政指導という範疇の中でソフトに対応しているという発想はあると思うが、違反者の公表については、本当に妥当であるのかどうかについては、会派でも慎重に考えたいと思う。今の時点で、どのようなことが施行規則として想定されるか。

<環境政策課長>

施行規則についてはこれからの段階である。審査会については規則で定める。今のところ、たくさんの審査会委員を選定することは得策ではないと考える。5名以内ぐらいの構成で考えている。

<長澤議員>

どのような場合に公表するのか、という一定の公表の基準を想定しているのか。そのうえで、個別の案件についても、公表するのかどうかを審査会に諮るのか。

<環境政策課長>

審査会については、正当な理由なく立ち入り調査を拒むということは想定している。虚偽の報告や勧告に従わないということが、審査の基準になると思う。それぞれの店の状況もあると思うので、そのあたりをしっかりと判断していきたいと考える。

<長澤議員>

私の意見であるが、一つは継続的、反復的にしていくのかどうか。突発的、一時的にはやむを得ないということが考えられないか。二つ目はコンビニによっては、何も言わなかったらレジ袋がついてくる、何も言わなかったらレジ袋がついてこないという店の違いがある。顧客の求めに応じて提供する場合はやむを得ないという、そういう割り切り方ができないか。

<西口議員>

氏名の公表をする前に、一生懸命協力をしていただいている店舗に対して、功績や功労を褒めたたえるということを先にすべきではないか。ヨーロッパでは、そのようなことをすることが経済効果を生むと聞いている。まず一番に、店舗を顕彰してあげることが大事である。そのようなことが効果を生むと考えるが、それについてどう考えるか。

<環境市民部長>

西口議員の意見も確かに大切であると思う。違反だけではなく、顕彰も考えていきたいと思う。

<西口議員>

店にそのような看板を掲げることによって、この店は環境に配慮した店であるということを知らしめることになる。このことは、非常によい効果を生むと思っている。本来は、顕彰して次の段階で罰則を考えるべきではないかと思う。来年4月に過料の実施を行うとして進めているが、それに合やすのではなく、執行部もプラスチックごみについては、調整期間を考えたときに、もう少し周知期間を長くするような考えはあるのか。周知徹底する時間をおくべきであると考えている。

<環境市民部長>

周知期間については、この場で決定できないので、意見として承っておきたいと考える。

<西口議員>

反対の意見があり、まだまだ根強いと感じているので、これから理解を深めていかなければならないと思う。亀岡市が一体となって取り組んでいくためには、時間は大事である。分離した形のままで進んでしまうのは問題であると思う。優良店を顕彰してPRしながら、時期的なことももう一度検討していけば、さらに理解が進むと思うが見解は。

<環境市民部長>

意見としていただき、3月議会に提案させていただくときに、それも含めて検討させていただきたいと思う。

<木曾議員>

エコバックやレジ袋を有償で渡しているところについても、かなり進んできていることは事実であると思う。ただ、問題は中小、零細企業は難しいというところがポイントであると思う。そこについては、もう少し時間がかかるのではないか。コンビニは今まで無償でレジ袋を渡していたが、これを有償にしていって徐々に減らす方向で考えていけばよいのではないかという意見があった。特にコンビニは、深夜営業で一人で対応するときに、従業員の危険の度合いも含めてそのことでトラブルになることも考えられる。最初は有償で進めて、徐々に禁止の方向に向かってほしいという意見も聞く。大型店等については、進めてもらったところには優良表彰をするなど、どんどん進めていくと同時に、中小企業については徐々に減らす方向に向かっていくような形にしていけないと難しいと思う。結果として、特にコンビニ等の営業が危機的な状況になるという心配があるので、そのようなことも含めて検討してはどうか。

<環境政策課長>

コンビニについても、今後、有料化に変わっていく予定であるが、亀岡市の場合は



それが紙に変わるという、素材は変わるが共同購入することで、コストが変わるのではないかと考える。国の制度が有料化になるということもあるし、紙への転換をうまくマッチングしていくことが、使い捨てプラごみの削減につながると思う。制度の改正について、もう一度検討していきたいと思う。

<木曾議員>

検討してほしいと思う。消費者がコンビニで買い物をする場合、高額な物を買うわけではないので、コスト的な問題であるが、100円以下の物を購入した場合に袋代が20円、30円かかるということは想定できないことである。レジ袋の配布もやむを得ないという店も出てくると思う。そのようなことも含めて、考えていく必要があるのではないかと考える。一番心配されることは、亀岡市外から来られた人がコンビニ等でレジ袋の提供を求められたときに、高額な紙袋代まで請求されるとなると、そのことがトラブルの原因になるのではないかと考える。近隣市町も含めて連携を取ることでも大切なことではないかと考える。やることに反対ではないが、やるなら効果のある形の中でやる方がよいのではないかと考える。事業者にとってプラスになる方向に進んでほしい。全面的にコンセンサスを取れるような時間が必要であると思うが、どう考えるか。

<環境政策課長>

事業者、消費者、市が三位一体となって、形として取り組めるようなことを検討していかなければならないと思う。三者連携体制をしっかりと整備していく必要があると思っているので、重点的に検討していきたい。

<木曾議員>

最近、市長は自助、共助とよく言われるが、私は公助も含めてその3つがかみ合っ  
て初めていろいろなことが進むと思う。共助と自助だけではいろいろな部分を動か  
していくのは難しい。そこに動かす一つの起爆剤として財政も含めてであるが、公  
助をすることによって、自助、共助も生まれてくるのではないかと考える。そのよ  
うなことを条例化していく中で、徐々に多くの市民や事業者の皆さんから信頼が得ら  
れるような条例制定に向けて、考えてもらえることはできないか。

<環境市民部長>

公助の必要性の有無については、今後慎重に検討していきたいと思っている。

<藤本議員>

レジ袋の代替が対応できる状況になるように、しっかりと時間をかけて理解を求め  
ていくべきではないか。施行を延長してでも理解を求めるといった気持ちはあるのか。

<環境政策課長>

代替の素材については、これまでから紙を使っていたという説明をしている。

<藤本議員>

コンビニからはどのような問題を指摘されたのか。

<環境政策課長>

コンビニからは、店頭でのトラブルに配慮してほしいという声はあった。おでん等温める物を持ち帰るときに紙で大丈夫なのか、濡れた物を運ぶときに紙ならどうなるのかという話があった。ただ、温かい商品であっても、コンビニの消費構造は車での来店や近くの方の利用が多いので、紙の対応で大丈夫ではないかと思う。環境面を考えながら紙を代用したいと考えている。

<藤本議員>

検討しているというのであれば、しっかり対応策を明示してやらないと、頭ごなしにやるとトラブルを起こす原因になる。その点については、十分注意していただきたいと思う。

<齊藤議長>

要望ということでよいか。

<藤本議員>

要望である。

<菱田議員>

ポイ捨て等禁止条例案第14条の規則で別に定めるとあるので、この規則を平行して条例と一緒に提案していただきたいと思うが、できないか。

<環境政策課長>

規則に入れようとしているのは、氏名の公表や審査会のことであるので、持ち帰って検討したいと思う。できるだけ早く示していかなければならないと思うが、条例と同時にということは厳しいと思う。

<菱田議員>

今回の条例で提案されている第10条から第13条は、市民にとってある意味、恐怖心に近いものがあるのではないかと思う。その誤解をしっかりと解けるようなものにしていかなければならないと思う。西口議員から提案のあった優良店等を表彰するという点について、検討するという回答であったが、どのような検討をするのか。私たち議員は、採決する以上、市民に説明しなければならない。そのあたりを理解してもらわないと、議案審査に入っていけないと思う。

<齊藤議長>

要望ということでよいか。

<菱田議員>

要望である。

<三宅議員>

零細の店主は、袋を紙にするということは商品の単価が安いので、代対策がないままにこれを受け入れるのは非常に厳しい。第7条に市の支援とあるが、支援とは実質的に市が紙袋の費用を持つのか。結論は出ないと思うので、持ち帰って精査してもらいたい。

<並河議員>

市民と事業者が同じ足並みで進まない、市が強引に進めるのはいかなものかと思う。事業者がレジ袋の在庫を多く抱えているので、市が事業者から買い上げて介護施設など必要なところに配布するなど、事業者の立場に立ったやり方をしないと、袋代の経費も厳しいと思うが、そのことについてどう考えるか。

<環境政策課長>

借り上げについては返答できないが、必要なところと事業者とをつなぐという調整を検討していかなければならないと考えている。

<大塚議員>

今回の条例の素案で、第10条第1項の必要な限度の意味と3項の理由は。

<環境政策課長>

限度とは条例の適用範囲の中という意味である。3項は犯行捜査に利用されないということを担保にしている。他の捜査との関係を排除しているということをはっきりと示したものである。

<齊藤議長>

プラごみゼロのマークは何のことかわからない。亀岡の「か」もないし、「環境推進都市」という表記もない。環境推進都市の店と表記されていればわかるが、「O」だけでは何の意味もないと思う。亀岡の何々の店ということをつけ加えられないか。今後の課題として、わかりやすくしていただきたいと思う。

<環境市民部長>

環境ロゴマークについては、商標登録されているので変更できない。

<福井議員>

今日初めて説明を聞いたが、所管の委員会でもっともっと議論して3月を目指さないと、3月議会に上程できないのではないか。まだまだ質疑したい議員もおられると思う。今回の説明だけでは審議未了である。そのような状況であるので、今後、もう一度所管の委員会で審議するか、また、全員協議会で審議するかなど、審議する場を設けていただきたいと思う。

<齊藤議長>

再度どのような形で審議するか、持ち帰って検討し連絡させていただきたいと思う。

全国初の取り組みであるので、今後、十分検証していきたいと思うので、よろしくお願いしたい。プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例案についての行政報告を終了することとする。

[環境市民部環境政策課 退室]

16:05

#### 4 その他

<齊藤議長>

事務局から何か連絡事項はあるか。

<事務局長>

特にない。

<齊藤議長>

なければ以上で全員協議会を閉議する。

閉議 16:05